

平成 29 年第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 29 年 7 月 4 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 29 年 7 月 4 日 午前 9 時 30 分 議長 舟根 功 閉会 平成 29 年 7 月 4 日 午前 11 時 30 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	欠席	9	平石 茂	出席
	3	井上 秀幸	出席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	出席	12		
	6	渡邊 誠一	欠席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	出席			
会議録署名委員	日野 茂			片岡 照光		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 滝上町農業委員会会議規則の改正について 議案第 2 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた点検・評価 について 議案第 3 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について 議案第 4 号 農地所有適格法人事業報告について 議案第 5 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 6 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 7 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与制限) 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について					

	議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (議事参与制限)
会議の経過	別紙のとおり

議長 在任委員 12 名のうち、張間委員と渡邊委員より欠席の連絡が入っております。出席委員 10 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第 8 条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 6 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 10 条の規定により 10 番日野委員、11 番片岡委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向についてですが、5 月 28 日から 6 月 1 日まで、オホーツク農委連の活動として全国農業委員会会長大会及び道選出国會議員要請集会等に出席いたしました。

内容についてですが、30 年度の農業政策及び予算確保について道内選出議員に対し要請を行うとともに農水省とも意見交換を行いました。また、全国農業委員会会長大会に出席し所定の議案に基づき審議を行いました。同日夜には、武部代議士への独自要請活動を行っております。30 日は滋賀県のタキイ種苗株式会社へ訪問し、研究農場や園芸専門学校を視察してきております。

なお、詳細については、事務局に資料をおいてありますので、ご覧いただければと思います。

日程第 3. 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 議案 3 ページの図面をご覧ください。〇〇〇〇さんが集積計画で太枠で囲っている農地を現在借りております。今般〇〇〇〇さんの方でこの農地で基盤整備を行いたいということでその準備を進めておりますが、実は図面の方の下部 1419-7 グレーの網掛けをしている部分については現在賃借しておりません。基盤整備をする土地はこの土地も含まれているという計画なものですから、この農地も賃借しなければならないということでもあります。方法としては、いったん現在の集積計画を合意解約して、その後に 1419-7

を入れて新たに集積計画を組み直すものであります。なおこの合意解約は、農地法で定めた要件を満たしているため、農地法 18 条第 1 項の知事の許可は不要であります。以上です。

議 長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第 4. 議案第 1 号. 滝上町農業委員会会議規則の改正について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 議案の 5 ページをご覧ください。本件は、農業委員会等に関する法律が改正になったことに伴い当委員会の会議規則も改正する必要が生じたため、今回お諮りするものであります。改正内容についてですが、大きく分けて 3 つあります。

1 つめは農業委員会の法律の改正に伴うものということで、現在の規則では「議席は、一般選挙後の第 1 回の会議のとき、くじで定める」とありますが、みなさんご承知の通り選出制度が大きく変わりましたので、新しい規定では「議席は、任期満了後の最初の総会のとき、くじで定める」ということで、この部分をどうしても改正しなければならない事由が生じたためであります。

それから今回の改正にあわせて他の部分も改正してしまおうということですが、それが 2 番であります。2 番は法律で規定されている項目を削除ということですが、規則で重複して規定されている部分がありますので削除するということでもあります。具体的には第 2 条の会議の招集、第 5 条の会長代理の規定、それから第 8 条の会議の成立、第 13 条の議事参与制限、第 17 条の会議の公開、これらを法律の規定に委ねるのが本来の形でありますので、それぞれ削除するということでもあります。

最後に 3 番目、文言修正ということですが、今回の改正

にあわせて、表現方法変更や誤字脱字の補記等も行うという内容になっております。

改正方法については、改正部分が多岐にわたるため、全部改正とするということでもあります。改正手続きについては農業委員会法第34条の規定に基づき総会にて議案審議することになっております。それから、改正による効果として、改正前後を通じて、総会運営に関するルールは一切変わりませんので、ご承知おき願いたいと思います。議案の6ページから新しい改正案を、8ページからは現行の規則を載せております。ご審議の程、よろしく願います。

議長 細かく説明を聞きながら質疑を受け付けます。

局長 議案の6ページ改正案について簡単に説明させていただきます。第1条は趣旨を規定しております。法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする、としております。したがって先ほど説明したとおり、すでに法律で規定されているものはこの規則では定めません、ということの裏返しであります。

それから第2条総会の通知及び公示ということで、これは従前やっているとおりでありまして、総会を開く際は所定の要件を定めてみなさんに通知するとともに、掲示場へ公示しなければならないということでありまして、従前と同様であります。

3条は欠席届であります。やむを得ない事情により委員が出席できない場合は、会長に対して口頭ないし書面で届けなければならないということでありまして、

それから議長ですが、会長は総会の議長となり、議事を整理しなければならないということでありまして、

また会長の代理であります。代理は法律の方で置くことができるということになっておりまして、規則ではあらかじめ互選しておくことができるということで、従前通りのやりかたができるように整理しております。

審議事項の制限、第6条であります。基本的にはみなさんへの通知及び公示した案件のみ審議することができますが、会長が緊急を要すると認めるもの、それから後段の9条、委員さんからの動議については対応しますよ、という旨を記載しております。

それから議席の決定ですが、20日からの総会で任期満了後の最

初の総会のときにくじで定めるということでもあります。

それから第 8 条、発言については特に説明することはありません。

第 9 条、動議は出席委員の 2 名以上の同意がなければ、議案として審議することができない、ということではありますが、これは現規則でもあったのですが、過半数の同意がなければ審議することができないということで、かなりハードルが高いです。実際過去に動議は出たことはないと認識しておりますが、制度としてこういう仕組みを作っておくというのが基本かと思っておりますので、今回は 2 名以上ということで整理させていただきました。

続きまして 7 ページの議決の方法 10 条であります。出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるということでもあります。

採決の方法第 11 条であります。採決は起立または挙手による。ただし重要事項については投票によることができるとなっております。

簡易採決第 12 条ですが今回新たに盛り込んだ部分であります。みなさんご承知の通りほとんどの案件は、会長が図ったことに対して異議なしという案件がほとんどですから、簡易採決という条項を新たに盛り込みました。議長は議案となった事項について異議の有無を総会に諮り、異議がないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、可決の旨を宣告することができるというものであります。基本は起立又は挙手によるのですが、必要であれば簡易採決でもいいですよ、ということでもあります。

議事録については特に変更ありませんので省略いたします。

それから 14 条、傍聴人ですが、基本的なルールを定めておくという意味です。現規則でも定めておりますので、内容的にも変わりませんのでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

平石委員 議事参与制限というのがありますが、あえて改正案の方には触れてないのはなにかあるのですか。

局長 現行法 31 条で議事参与制限という項目はうたわれておりまして、現規則では同じことを書いているのですが、重複するので規則で

は記載する必要が無いということです。会議規則でありとあらゆることを記載するのがわかりやすいと思うのですが、法令と規則を整理する上での技術的な部分の改正なものですから、どこの規則もそれに則っており、今回の改正にあわせて整理をさせていただくということでもあります。

議 長 質疑を打ち切ります。
この改正案が適当であるか否かについて意見を求めます。
改正案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
会議規則を原案どおり改正することに決定しました。

日程第 5. 議案第 2 号. 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、国の通知に基づいて 28 年度の農業委員会の活動の点検・評価であります。本総会で審議・決定し、町のホームページに掲載するものであります。以上です。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
平成 28 年度の点検・評価について、原案通り決定することとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第 6. 議案第 3 号. 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、平成 29 年度の委員会の目標及びその達成に向けた活動

計画（案）に所定の項目に基づき、本総会で審議し、これを町のホームページに掲載するものであります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件について活動計画案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
全員異議なしと認めます。
本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第7. 議案第4号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。（係長朗読）
説明願います。（局長説明）

局 長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業等の報告であります。農業委員会では、法人の事業内容とともに農地所有適格法人の要件に適合しているかどうかを確認します。
本議案では、6法人について、別添資料の1ページから30ページのチェックシートにより適合の可否を審査いたしました。
各法人について、不可となった項目はありませんので、全て要件をみたしていると判断いたします。
なお、〇〇〇〇については、所有者が相続手続きを終えなければ賃借できないものが1件ありまして、これについては相続手続きを進めておりますので、終わり次第、3条での賃貸借を申請する予定ですのでご了解いただきたいと思います。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。
（なしの声）
質疑を打ち切ります。
本報告を了承することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第 8. 議案第 5 号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、〇〇〇〇に関する案件ですので議事に参与できませんので、退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件も農地所有適格法人の事業報告です。別添資料 31 ページのチェックシートのとおり不可となった項目がなく、当該法人については農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

議長 この件に関し質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第 9. 議案第 6 号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件も農地所有適格法人の事業報告で、〇〇〇〇から提出があったものです。別添資料 36 ページのチェックシートのとおり不可となった項目がなく、当該法人については農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

議長 この件に関し質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第 10. 議案第 7 号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、〇〇〇〇に関する案件ですので議事に参与できませんので、退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件も農地所有適格法人の事業報告で、〇〇〇〇から提出があったものです。別添資料 41 ページのチェックシートのとおり不可となった項目がなく、当該法人については農地所有適格法人の要件を満たしていると思われれます。

議長 この件に関し質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第 11. 議案第 8 号、農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農用地利用集積計画案であります。1 については、前回の総会であっせん報告のあった件について、賃貸借を成立させるものであります。2 については、先ほど合意解約報告をした件につき、新たに 1 筆加えて賃貸借を行うものであります。3、4、5 については、合理化事業で 5 年間の賃借が終了するので、公社から各農家に売り渡すものであります。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 12. 議案第 9 号、農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは〇〇〇〇に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件も、農用地利用集積計画案であります。平成 28 年 11 月 30 日に満了を迎えた賃貸借につき、貸主が死亡してしまっていたため、相続登記が必要となっていました。今回相続登記が終わりましたので、改めて同内容で集積計画を立てるものであります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 13. 議案第 10 号. 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第 3 条の許可申請であります。現在〇〇〇〇の農地を〇〇〇〇に使用賃貸借しておりますが、今回基盤整備を行うにあたり、一旦解約し、使用賃貸借する農地を 1 筆増やして改めて申請するものであります。

使用賃貸借の解約については、賃貸借の場合と異なり農地法上通知義務等はありませんが、当事者間の解約の意思を明らかにする

という意味で、議案 81 ページのとおり賃貸借の合意解約通知に準じた様式にて、通知書を作成しております。

なお審議の際には、別添資料 46 ページの「3 条の許可基準表」をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

日野委員 69 ページの業務内容が酪農となっているが、そのへんどうなのですか。

係 長 畜産に訂正させていただきます。

議 長 質疑を打ち切ります。
本件は、現地調査は行いません。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩を解き会議に戻します。
この件につき意見を求めます。池田委員。

池田委員 申請どおり許可してよろしいと思います。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

日程第 14. 議案第 11. 農地法第 3 条第 1 項の規定による
許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局 長 本件も、農地法第 3 条の許可申請であります。議案の 103 ページをご覧ください。現在使用貸借している中に、斜線で表示している 2020-3 の一筆外した上で 3 条申請するものであります。国道沿いの現在住宅が建っている敷地ですけれども、平成 12 年に農業

委員会へ現況証明願いが出されておりました、非農地として証明済みであります。その後〇〇〇〇設立の際に〇〇〇〇の農地を使用貸借した経緯があるのですけれども、その時に2020-3も含めてしまったという状況です。時間軸の経緯から言いますと、平成12年に非農地の証明を農業委員会を出しておりますので、本来グリーンヴァレー設立の際に、この部分は外して使用貸借すべきだったということでありまして、今回これを修正するという意味で、いったん使用貸借を合意解約し、一筆を除いた残りの農地を改めて3条申請するものであります。なお審議の際には別添資料47ページの許可基準表をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件は、現地調査は行いません。
ここで、暫時休憩します。

(発言者を決める。)

休憩を解き会議に戻します。
この件につき意見を求めます。林委員。

林委員 ただいまの許可申請について、許可してよろしいと思います。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

日程第15. 議案第12号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

なお、これは〇〇〇〇に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件も、農地法第3条の許可申請であります。場所については111ページの図面を参照願います。

なお審議の際には、別添資料48ページの許可基準表をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議を保留といたします。

それでは、現地確認のため休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩を解きまして会議に戻します。

審議を保留にしていた議案第12号農地法第3条の許可申請について審議します。

この件について意見を求めます。平石委員。

平石委員 全員で現地を確認いたしました。問題ないかと思しますので、許可申請を認めたいと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第6回農業委員会総会を終了いたします。